

# 国立大学法人岐阜大学組換えDNA実験安全委員会規程

平成19年10月1日  
規程第54号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）における組換えDNA実験に関する事項を審議するため、本学に岐阜大学組換えDNA実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

## (審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、組換えDNA実験に関して、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して、学長に対し、助言又は提言するものとする。

- 一 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）及び学内関係規則等に対する適合性に関すること。
- 三 教育訓練及び健康管理に関すること。
- 四 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- 五 その他安全確保に関する必要な事項

2 委員会は、必要に応じ、組換えDNA実験安全主任者及び実験責任者に対し、報告を求めることができる。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 組換えDNA実験安全主任者
- 二 各学部（医学系研究科を含む。）の組換えDNA実験に携わる教育職員のうちから選出された者 各1人
- 三 工学部及び応用生物科学部の自然科学系を専攻する教育職員のうちから選出された者 各1人
- 四 教育学部及び地域科学部の人文・社会科学系を専攻する教育職員のうちから選出された者 各1人
- 五 医学を専攻する教育職員のうちから選出された者 1人
- 六 研究推進・社会連携機構科学研究基盤センターの教育職員のうちから選出された者 1人
- 七 保健管理センターの教育職員のうちから選出された者 1人
- 八 研究推進部長

2 前項第2号から第6号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

## (任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 岐阜大学組換えDNA実験・研究用微生物安全委員会規程（平成16年岐阜大学規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。